

流網漁業（さわら流網漁業）の許認可方針

（総則）

第1 流網漁業（さわら流網漁業に限る。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）にあたっては、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び大阪府漁業調整規則（令和2年大阪府規則第126号。以下「規則」という。）によるほか、この方針によって処理する。

（許可の定義）

第2 規則第4条第1項第5号で定める流網漁業は、動力漁船を使用して行う漁業で、次によるものに限る。

さわら流網漁業

（起業の認可）

第3 知事の指定する起業認可の申請の期間は、最長3年とする。（法第58条において読み替えて準用する法第39条第2項及び規則第7条第2項）

2 起業の認可に係る申請書の様式は、様式第1号とする。

（許可の申請様式）

第4 許可の申請書の様式は、様式第1号とする。

2 申請書のほか、許可等をするかどうかの判断に関し必要と認める書類は、別表1のとおりとする。（規則第8条第2項）

（新規の許可等）

第5 公示すべき制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間は、次のとおりとする。（法第58条において読み替えて準用する法第42条第1項及び第2項並びに規則第11条第1項及び第2項）

（1）制限措置の内容

- | | |
|---------------|--|
| ア 許可等をすべき船舶の数 | 現行許可数を基本とする。 |
| イ 船舶の総トン数 | 10トン未満 |
| ウ 推進機関の馬力数 | 動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）を満たすもの |
| エ 操業区域 | 大阪府地先海面 |
| オ 漁業時期 | 4月1日から12月31日まで |

（2）申請すべき期間

公示日から2か月間（閉庁日を除く。）

2 公示した許可すべき数を超えた場合の許可基準は、申請期間内の申請者に対して申請の内容を確認し、次の（１）から（７）として当てはめ、申請者毎に各号の点数を合計し、その結果、点数が多い上位者に対して許可するものとする。（法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 5 項及び規則第 11 条第 5 項）。

- （１）府内に住所を有する漁業者、漁業従事者及び漁業法人（５点）
- （２）現に府内に漁船登録をしている者（５点）
- （３）他の漁業を営み又は従事し経営の安定化のためにこの許可等を新たに受けようとする者で過去 3 年間の漁業日数が年間 90 日以上の方（５点）
- （４）新規漁業就業者で漁業団体等の推薦を得た者（５点）
- （５）申請と同時に府内で新たに漁船登録をしようとする者（３点）
- （６）他の漁業を営み又は従事し経営の安定化のためにこの許可等を新たに受けようとする者で漁業日数が年間 90 日未満の方（３点）
- （７）（１）～（６）以外の者でこの許可を新たに受けようとする者（３点）

3 前項の許可基準によっても、なお許可する者を定めることができない場合、くじによる抽選を行うこととし、その方法は次のとおりとする。（法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 6 項及び規則第 11 条第 6 項）

- （１）抽選の場所 大阪府咲洲庁舎又は大阪府漁港管理事務所
- （２）くじの対象者 前項の基準により点数が同点で決められなかった者
- （３）くじの方法 ア 抽選の順番は先着順とする。
イ あらかじめ抽選箱に当選及び落選の記載がある札を入れておく。
ウ アにより決まった順番で抽選箱の中の札を引く。
エ 抽選の結果を当日抽選の場所において公表するとともに後日申請者に文書で通知する。

4 許可等の申請をした者の地位を承継する場合の届出の様式は、様式第 2 号とする。（規則第 11 条第 9 項）

（継続の許可等）

第 6 継続許可の申請期間は、次のとおりとする。（規則第 14 条第 2 項）

2 月 1 日から 3 月 31 日まで

（許可等の条件）

第 7 知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。（法第 58 条において読み替えて準

用する法第 44 条第 1 項及び規則第 13 条第 1 項)

- (1) 使用漁具数 網 1 丈
- (2) 操業時間 投網は日没 1 時間前より開始し、揚網は日出後 1 時間以内に完了しなければならない
- (3) 操業区域 漁業権の設定区域では漁業権者の同意を得なければ操業することができない。
- (4) 漁具の敷設水深 身網の浮子網は水面から 5 メートル以深に敷設しなければならない。

(5) 使用漁具	漁業種類	使用漁具
	さわら流網漁業	網の長さ 3,000m 以内 網の高さ 200 目以内

- (6) 標識及び灯火
操業中は、他の船舶等から漁具の敷設状況が確認できるよう標識として漁具の北(東)端に赤色の閃光灯と赤色の標旗を、南(西)端に緑色の閃光灯と緑色の標旗を、また 500 メートル間隔に白色の閃光灯と白色の標旗を掲げなければならない。

(変更の許可申請)

第 8 制限措置内容の変更にかかる申請書の様式は、様式第 3 号とする。(法第 58 条において読み替えて準用する法第 47 条及び規則第 16 条第 2 項)

(各種届出)

第 9 代表者の選定、許可等の承継、失効、休業、休業中の漁業の就業に係る各届出の様式は、様式第 4 号から第 8 号までとする。(規則第 3 条、規則第 17 条第 2 項、法第 58 条において読み替えて準用する法第 49 条第 2 項及び規則第 18 条第 2 項、法第 58 条において読み替えて準用する法第 50 条及び規則第 19 条第 1 項並びに規則第 19 条第 2 項)

(資源管理の状況等の報告)

第 10 資源管理状況の報告の様式は、様式第 9 号とする。(法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 1 項及び規則第 21 条第 1 項)

(許可証の交付)

第 11 許可証の様式は、様式第 10 号とする。(法第 58 条において読み替えて準用する法第 56 条第 1 項及び規則第 24 条)

(許可証の書換え交付及び再交付の申請)

第 12 許可証の書換え交付及び再交付の申請書の様式は、別記様式第 11 号及び第 12 号と

する。(法第 58 条において読み替えて準用する法第 56 条第 2 項並びに規則第 27 条及び第 28 条)

附則

- 1 この方針は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この方針の施行後 3 年を経過した場合において、操業実績、資源状況及び漁業経営等を総合的に検証し、この方針の見直しを行うものとする。

附則（全部改正）

この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、令和 6 年 月 日から施行する。

刺網漁業の許認可方針

(総則)

第1 刺網漁業の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)にあたっては、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)及び大阪府漁業調整規則(令和2年大阪府規則第126号。以下「規則」という。)によるほか、この方針によって処理する。

(許可の定義)

第2 規則第4条第1項第7号で定める刺網漁業は、動力漁船を使用して行う漁業で、次によるものに限る。

- (1) 一枚建網漁業
- (2) 三枚建網漁業
- (3) かに建網漁業
- (4) した建網漁業

(起業の認可)

第3 知事の指定する起業認可の申請の期間は、最長3年とする。(法第58条において読み替えて準用する法第39条第2項及び規則第7条第2項)

2 起業の認可に係る申請書の様式は、様式第1号とする。

(許可の申請様式)

第4 許可の申請書の様式は、様式第1号とする。

2 申請書のほか、許可等をするかどうかの判断に関し必要と認める書類は、別表1のとおりとする。(規則第8条第2項)

(新規の許可等)

第5 公示すべき制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間は、次のとおりとする。(法第58条において読み替えて準用する法第42条第1項及び第2項並びに規則第11条第1項及び第2項)

(1) 制限措置の内容

- | | |
|---------------|--|
| ア 許可等をすべき船舶の数 | 漁業調整、資源管理、その他海面の適正利用等を考慮し、知事が決定する。 |
| イ 船舶の総トン数 | 10トン未満 |
| ウ 推進機関の馬力数 | 動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)を満たすもの |
| エ 操業区域 | 大阪府地先海面 |

オ 漁業時期

漁業種類	漁業時期
一枚建網漁業	周 年
三枚建網漁業	周 年
かに建網漁業	9月10日から11月9日まで
した建網漁業	5月1日から10月31日まで

(2) 申請すべき期間

公示日から1か月間（閉庁日を除く。）

2 公示した許可すべき数を超えた場合の許可基準は、申請期間内の申請者に対して申請の内容を確認し、次の(1)から(7)として当てはめ、申請者毎に各号の点数を合計し、その結果、点数が多い上位者に対して許可するものとする。(法第58条において読み替えて準用する法第42条第5項及び規則第11条第5項)。

- (1) 府内に住所を有する漁業者、漁業従事者及び漁業法人（5点）
- (2) 現に府内に漁船登録をしている者（5点）
- (3) 他の漁業を営み又は従事し経営の安定化のためにこの許可等を新たに受けようとする者で過去3年間の漁業日数が年間90日以上の方（5点）
- (4) 新規漁業就業者で漁業団体等の推薦を得た者（5点）
- (5) 申請と同時に府内で新たに漁船登録をしようとする者（3点）
- (6) 他の漁業を営み又は従事し経営の安定化のためにこの許可等を新たに受けようとする者で漁業日数が年間90日未満の方（3点）
- (7) (1)～(6)以外の者でこの許可を新たに受けようとする者（3点）

3 前項の許可基準によっても、なお許可する者を定めることができない場合、くじによる抽選を行うこととし、その方法は次のとおりとする。(法第58条において読み替えて準用する法第42条第6項及び規則第11条第6項)

- (1) 抽選の場所 大阪府咲洲庁舎又は大阪府漁港管理事務所
- (2) くじの対象者 前項の基準により点数が同点で決められなかった者
- (3) くじの方法
 - ア 抽選の順番は先着順とする。
 - イ あらかじめ抽選箱に当選及び落選の記載がある札を入れておく。
 - ウ アにより決まった順番で抽選箱の中の札を引く。
 - エ 抽選の結果を当日抽選の場所において公表するとともに後日申請者に文書で通知する。

4 許可等の申請をした者の地位を承継する場合の届出の様式は、様式第2号とする。(規

則第 11 条第 9 項)

(継続の許可等)

第 6 継続許可の申請期間は、次のとおりとする。(規則第 14 条第 2 項)

3 月 1 日から 4 月 30 日まで

(許可等の条件)

第 7 知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。(法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項及び規則第 13 条第 1 項)

- | | |
|--------------|---|
| (1) 使用漁具数 | 網 1 丈 |
| (2) 操業時間 | <u>第一種共同漁業権の設定区域を除く区域</u> における操業時間は、午後 3 時から翌日午前 8 時までとする。ただし、関係漁業協同組合による操業時間に関する申し合わせ事項で、知事が海区漁業調整委員会の意見を聴いて適当と認めたものについては、当該申し合わせの操業時間によることができる。 |
| (3) 操業区域 | 漁業権の設定区域では漁業権者の同意を得なければ操業することができない。 |
| (4) 漁具所有者の表示 | 漁具の所有者名と所属漁業協同組合名を別に定める名札に明記し漁具のウケに必ず付けること。 |
| (5) 標識 | 漁具には、敷設状況が判別できるよう漁網の両端に標識を必ず掲げること。 |
| (6) 同時操業の禁止 | 複数の船舶で当該漁業の許可を得ている場合、当該漁業の操業は 1 隻で行うものとする。 |

(変更の許可申請)

第 8 制限措置内容の変更にかかる申請書の様式は、様式第 3 号とする。(法第 58 条において読み替えて準用する法第 47 条及び規則第 16 条第 2 項)

(各種届出)

第 9 代表者の選定、許可等の承継、失効、休業、休業中の漁業の就業に係る各届出の様式は、様式第 4 号から第 8 号までとする。(規則第 3 条、規則第 17 条第 2 項、法第 58 条において読み替えて準用する法第 49 条第 2 項及び規則第 18 条第 2 項、法第 58 条において読み替えて準用する法第 50 条及び規則第 19 条第 1 項並びに規則第 19 条第 2 項)

(資源管理の状況等の報告)

第 10 資源管理状況の報告の様式は、様式第 9 号とする。(法第 58 条において読み替えて

準用する法第 52 条第 1 項及び規則第 21 条第 1 項)

(許可証の交付)

第 11 許可証の様式は、様式第 10 号とする。(法第 58 条において読み替えて準用する法第 56 条第 1 項及び規則第 24 条)

(許可証の書換え交付及び再交付の申請)

第 12 許可証の書換え交付及び再交付の申請書の様式は、別記様式第 11 号及び第 12 号とする。(法第 58 条において読み替えて準用する法第 56 条第 2 項並びに規則第 27 条及び第 28 条)

附則

この方針は、平成 4 年 6 月 1 日から実施する。

附則 (全部改正)

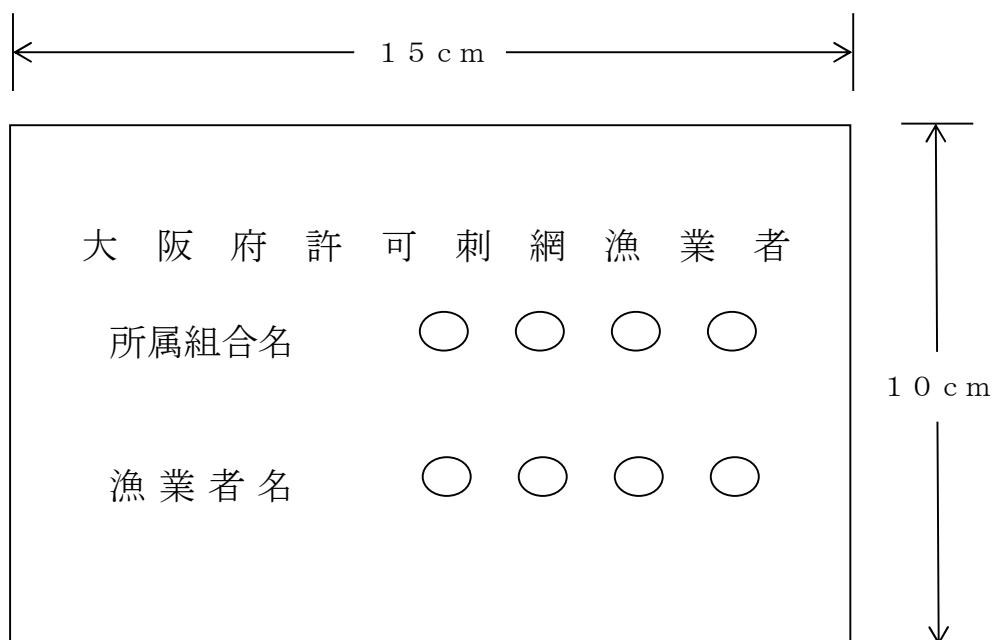
この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、令和 6 年 月 日から施行する。

(別図)

漁具所有者の表示名札（第7項（4）関係）



- (規格)
- | | |
|-------|--------|
| 1. 材質 | プラスチック |
| 2. 縦 | 10 cm |
| 3. 横 | 15 cm |
| 4. 厚さ | 1 mm |